

学長選考会議議事録

(令和元年度 第1回)

令和元年5月20日(月)
15時00分から16時10分まで
法人本部3階「第一会議室」

【出席者】

経営協議会選出委員

相澤 益男 青塚 晃 井上 弓子 里村 正治
ストロナク ブルース

教育研究評議会選出委員

清塚 邦彦 大森 桂 大西 彰正 山下 英俊
飯塚 博 林田 光祐 根本 建二

【欠席者】

経営協議会選出委員

里見 進 中野 光雄

【陪席者】

小島理事 渡辺監事 竹内監事

議事に先立ち、相澤議長から、前年度第6回議事録及び今年度4月の書面審議による議事録の確認が行われ、両議事録が確定された。

次いで、相澤議長から、学長選考会議規程第4条第3項の規定に基づき、議長代行として中野委員が指名され、了承された。

I 協議事項

1 学長選考等規程等の一部改正について

相澤議長から、前回までの議論を踏まえ、改めて修正案を作成した旨の説明があり、次いで、小島理事から、資料1-1～1-4に基づき説明があった。

意見交換の後、学長選考等規程等の一部改正については、原案どおり了承された。

主な意見等は、以下のとおり。

- ・前回、今回の学長選考方法の改革の趣旨を規程に記載してはどうかとの提案をいただいたが、次の議題と関連するが、規程とは別の形式で整理し、学長選考のプロセスの見直しの趣旨や考え方を構成員に周知することにした。(相澤議長)
- ・特に意見がないようなので、規程等の修正案については原案のとおり決定する(相澤議長)

2 学長候補者の選考方針等について

相澤議長から、学長選考の開始にあたり、本会議における学長選考の方針等を『議長コメント』という形で整理し、文書にて学内構成員へメッセージを発することにしたい旨の提案があり、次いで、小島理事から、資料2-1～2-3に基づき説明があった。

意見交換の後、「学長候補者の選考方針等について（議長コメント）」については、文言等を一部修正の上、改めて修正後の文書を確認し、了承された。

主な意見等は、以下のとおり。

- ・議長コメントについては、大きな改革になることから、その趣旨が全学の構成員に伝わるようにこの形式とした。ただ変更点を伝えるのではなく、どういう趣旨が込められているかも合わせて伝えるものである。（相澤議長）
- ・基本的には賛成であるが、「コメント」という文言は解説書のような印象を与えるので、違う言葉で表現したほうがよいのではないかと（里村委員）
- ・議長コメントとは別に正式に公表する文書があり、当該公表事項の説明という位置づけなので、コメントという形式でよいのではないかと判断である。（相澤議長）
- ・「4 キャンパス全てにおいて実施」とあるが、組織的には法人本部、附属病院、附属学校もあるが、この表現は適切なのか。（里村委員）
- ・ここでのキャンパスとは、小白川、飯田、米沢、鶴岡の地理的な意味で使用しており、法人部局の定義とは異なっている。（小島理事）
- ・法人本部など表示されていない法人部局では所信を聴く会が実施されないとの誤解を受けないう整理すべき。（里村委員）
- ・地理的な要件を考慮し全ての構成員を対象に実施するとの趣旨であり、「小白川、飯田、米沢、鶴岡の4キャンパスで実施」と表現を修正することにしたい。（相澤議長）
- ・「従前どおり、いわゆる学内意向調査を行わない」との記述は唐突な印象で少し違和感がある。文章の始めに「なお」を入れて繋いではどうか。一方、最後の段落は重要なことを記述しており、むしろ補足的な説明を意味する「なお」は取った方がよい。（里村委員）
- ・「なお」の使い方については、ご指摘のとおり修正する。（相澤議長）
- ・学長選考会議委員の任期に関する規定がない。本来であれば学長が替わった段階で学長選考会議委員も変わることになると思われるが、どうなっているのか。また、学長選考会議は「解任発議の任を負っている」との説明があるが、仮に解任の審議が必要となった場合は、学長を選考した現メンバーが行うということになるのか。（根本委員）
- ・学長選考会議委員は、経営協議会と教育研究評議会から選出された委員で構成するものと規定されており、当該委員としての任期は、経営協議会委員としての任期又は教育研究評議会委員であれば学部長、病院長としての任期にそれぞれ依拠することになる。（小島理事）
- ・学長の解任手続きについては、学長選考会議は常設の機関であるため、仮に解任の審査請求を受理した場合には、当該請求を受理した時点における学長選考会議を構成する委員が対応することになる。説明文は一般論としての学長選考会議の責務を示したものであり、学長を選考した委員が解任発議の任を負うという趣旨のものではない。（相澤議長）

3 学長選考に係る公表事項について

相澤議長から、これまで審議・決定いただいた内容を基に、学長選考に係る学内外への公表事項について説明があり、次いで、小島理事から、資料 3-1～3-4 に基づき説明があった。

意見交換の後、学長選考に係る公表事項については、学長候補適任者の推薦受付の開始日を「5月21日（火）」に修正の上、了承された。

主な意見等は、以下のとおり。

- ・受付日が5月20日からとなっているが、これから公表し17時受付終了では、実質的に本日の推薦はできないと思うが、20日からの推薦受付として良いのか。（大西委員）
- ・タイミングとして現実的には21日からの受付になるものと思われる。（小島理事）
- ・受付開始日は5月21日からに修正する。（相澤議長）
- ・公表方法は「ホームページと掲示」とあるが、広く周知するには電子メール等で構成員に知らせることが考えられるが、そのような対応は可能なのか。（大西委員）
- ・資料は公にする方法として「ホームページと掲示」と示しているが、構成員への周知については、別途各法人部局長宛てに周知依頼をメールにて通知する予定である。（小島理事）
- ・学長選考等規程第8条第3項に「第一次学長候補適任者を決定したときは、大学の内外に速やかに公表するものとする。」と規定されているが、公表する書類は何か。（山下委員）
- ・学長選考会議名で第一次学長候補適任者の名前のみを公表することになる。（小島理事）
- ・タイムラインの確認だが、6月14日の推薦締切り後、当該推薦書類等を公表するタイミングは何時になるのか。（山下委員）
- ・6月14日が金曜日であるため、翌週17日には公表したいと考えている。（小島理事）

4 その他

学長選考スケジュールについて、小島理事から参考資料1に基づき説明があった。

主な意見等は、以下のとおり。

- ・本会議が関与することではないかもしれないが、学長候補者が選考されてから就任するまで6か月間あるが、必要な事柄をスケジュール化するなど、円滑な引継ぎをするために、この貴重な6か月を大事にしていきたい。（里村委員）
- ・次期学長と現学長が、十分な継続性を保つために、ある程度の期間が必要ということで学長選考スケジュールが設定されている。中期目標の設定などの中長期の目標設定や、人事・組織作りには時間が必要である。最近では、役員人事において学外者を設定する大学が増えており、学外者を登用するには、特に時間が必要になるものと思われる。（相澤議長）

II その他

相澤議長から、次回の開催は、6月21日の経営協議会の後を予定する旨発言があった。